

## 論点に対する回答

分野	高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査・定期自主検査等における 基準類・帳票類の電子化
省庁名	経済産業省
<p>日本経済団体連合会（以下、経団連）から、「2021年度規制改革要望」が公表されたところ、当該要望中、「No. 34 高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査・定期自主検査等における基準類・帳票類の電子化」について、記録簿等のデジタル化は、経済産業省・環境省告示第二号「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」別表第1を満たしていれば、それらの保存に支障がないことを保安検査機関に周知徹底を行う旨、要望がなされている。以下の論点について回答願いたい。</p> <p><b>【論点①】</b></p> <p>当該要望においては、「データの消失や第三者による点検内容の改ざん等を念頭に、消失の恐れや筆跡等で改ざんのない紙媒体での記録を推奨されるなど、デジタル化を断念せざるを得ない事案が発生している。」とあるが、経済産業省・環境省告示第二号「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」別表第1以外で電子保存の基準を定める法令・通達はあるか。</p> <p>また、同基準別表1は、具体的にどのような方法で保安検査機関や事業者 に周知されているか。</p> <p><b>【回答①】</b></p> <p>ご指摘いただいた「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」別表第1の他に、経済産業大臣に認定されることで事業者自ら完成検査及び保安検査を行う際の検査記録の作成及び帳簿の保存については、「経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（参考参照）にて規定されている。</p> <p>また、電磁的方法による保存等に係る質疑があった場合に、これまで経済産業省・環境省告示第二号「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」を参照し対応するよう促している。</p>	

## 【論点②】

(①において別表第1以外の法令・通達が無い場合) 経団連の要望を踏まえて、環境省と連携しつつ、保安検査機関や事業者に対して、適切な運用がなされるよう、周知徹底を行う必要があると考えるが、貴省の見解如何。また、周知徹底を図る場合、対応時期、方法を具体的に示されたい。

## 【回答②】

高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査等における帳票・記録簿のデジタル化が、ペーパーレス化や業務の効率化、DX等に資するとの点は、テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させていくスマート保安の取り組みとも整合的であると考えられ、高圧ガス設備・冷凍設備の保安検査等における帳票・記録簿のデジタル化にあたり、同基準別表第1に掲げられている事項を実施していれば、支障がない旨、指定保安検査機関に対し周知徹底を図りたい。

また周知徹底の時期及び方法については、指定保安検査機関の指定に係る経済産業大臣の権限は、都道府県知事・産業保安監督部長に一部権限が委任されているため、指定事務を行う者を通じ、指定保安検査機関に対し周知徹底を図るよう経済産業省から事務連絡を発出するとともに経済産業省HPにも掲載し、遅くとも年内には周知されるよう対応したい。